

学校法人昭和女子大学 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 に基づく一般事業主行動計画

本学におきましては、通称「女性活躍推進法」において国が示す以下4項目につきまして、その判断目安とされる数値目標を既に達成しております。

- ①採用した労働者に占める女性の割合
- ②男女の平均継続勤務年数の差異
- ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
- ④管理職に占める女性労働者の割合

昭和女子大学は、女性大学として、また、本邦の教育の一翼を担う教育機関として、教職員が性別や年齢を問わず、それぞれの部署において活躍することができるよう、また一人一人が「世の光となろう」の建学の精神を具現化できるよう、活力ある職場環境を構築するために、下記のとおり行動計画を策定いたします。

記

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日
2. 本学の課題
 - (1) 女性管理職の割合は、既に管理職全体の4割以上となっているが、今後高齢化の進む教職員の状況を踏まえた場合、男女・性別を問わず、後継者育成が急務である。
 - (2) 学園全体の時間外労働について、全体では国が示す基準を下回っているが、特定の時期や特定の担当者の時間外労働時間数が多い傾向がある。
3. 目標・取組内容・実施時期等
 - (1) 学内公募型のプロジェクト活動等やOJTを通じて、職員の職域拡大とプロジェクト推進力を養い、次世代の幹部職員を育成する。
 - (2) 更なるワークライフバランス実現のため、業務繁忙期を除き、一定時間以降の時間外勤務は原則として行わない仕組みを上記期間中に整備する。
 - (3) 現行の出産休暇（男性：2日、女性：産前6週、産後8週の特別有給休暇）について、男性教職員の積極的な育児参加を促進するための見直しを上記期間内に行い、新制度を速やかに実施する。
 - (4) 現行の傷病積立休暇制度を見直し、私傷病以外に発生する本人の意志によらない事由（本人又は家族の通院、育児、介護都合等）においても取得ができるよう検討する。

以上

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく情報公開

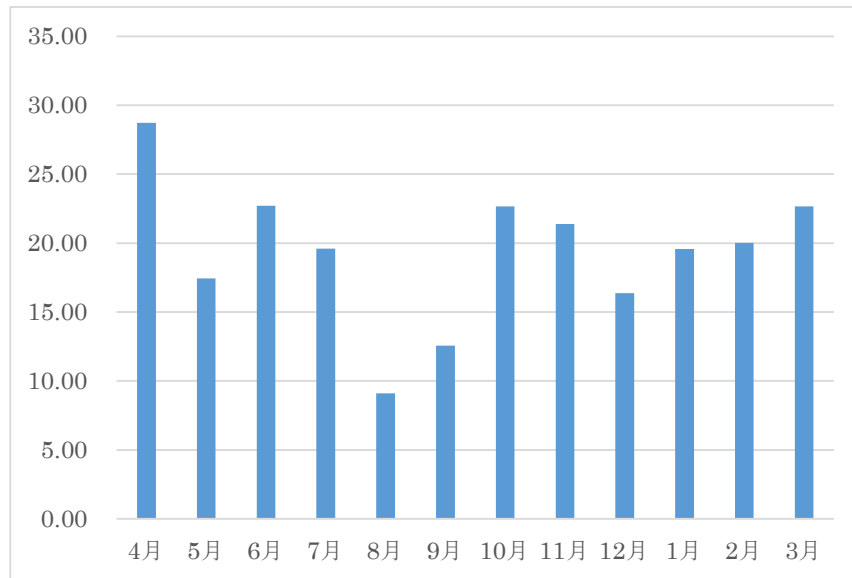
1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合（平成27年度）

区分	教員		職員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
女性の割合	64.29%	45.35%	86.36%	88.64%

2. 男女の平均勤続年数の差異（平成27年度）

区分	教員		職員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
女性	19.21年	13.23年	17.98年	11.87年
男性	20.22年	11.27年	16.95年	9.50年

3. 各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況（平成27年度）



4. 管理職に占める女性労働者の割合（平成27年度）

女性の割合	44.14%
-------	--------

以上